

市制施行50周年記念事業 実施計画



令和2年10月
座間市

1 市制施行50周年記念事業実施にあたって

本市は、明治22年（1889年）に5村が合併し「座間村」となり、その市域が形成されました。

昭和12年（1937年）に町制を施行し「座間町」となった後、昭和16年（1941年）に近隣町村と合併し「相模原町」となりましたが、昭和23年（1948年）に分町し、再び「座間町」となりました。

昭和30年代から高度経済成長に伴う急速な都市化が進み、昭和46年（1971年）11月1日に神奈川県内17番目の市として「座間市」が誕生し、令和3年11月1日をもって市制施行50周年を迎えます。

本市は、市制施行時の人口が62,740人でしたが、令和2年（2020年）9月1日現在130,753人となり、13万人都市へと発展しました。

市制施行50周年を迎えるにあたって、その歴史や文化、市民が築き上げてきた功績を振り返るとともに、市全体で50周年という記念の節目を祝い、本市の更なる発展を指向して、市制施行50周年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施するため、記念事業実施計画（以下「実施計画」という。）を策定します。

2 実施方針

記念事業は、先人たちが歩み、代々引き継いできた本市発展の歴史を、未来を担う世代に「つなぐ」ため、令和元年8月に策定した「座間市市制施行50周年記念事業基本方針（以下「基本方針」という。）」に基づき、次の実施方針により実施します。

- ① **本市の発展に寄与した先人の功績を称える。**
- ② **市制施行50周年という記念の節目を祝う。**
- ③ **未来に向けて、本市の更なる発展のスタートとする。**

以上の方針を踏まえて、多くの市民が記念事業に参加し、市制施行50周年を祝えるように、記念事業は市民や団体、事業者等が主体となって実施する「市民等主体事業」と、行政が主体となって実施する「市主体事業」で構成し、それぞれ区分ごとの事業を実施します。

3 記念事業概要

【実施期間】

令和2年10月1日（木）～令和4年3月31日（木）

【構成】

区分		内容
市民等主体事業	市民提案事業	市民活動団体等が市制施行50周年を記念して自ら新しく企画、実施する事業に対し、補助金を交付するもの
	連携事業	市民や団体、事業者等が実施する事業に冠付けや共催等をするもの
市主体事業	広報・PR事業	市制施行50周年記念ざまりんロゴマークを積極的に活用して、市制施行50周年をPRするもの
	記念式典事業	市制施行50周年を記念して実施するもの
	冠事業	市が実施する事業に冠付けをするもの (実行委員会形式の事業を含む)

4 実施内容

4-1 市民等主体事業

(1) 市民提案事業

市民提案事業は、市制施行50周年を市民と共に市を挙げて祝い、本市の更なる発展につながることを期待し、市民活動団体等が自ら新しく企画した、次のいずれかに当てはまる事業の中から選考し、補助金を交付します。

- ア 市制施行50周年を祝い、市民の一層の融和と郷土愛を醸成するもの
- イ 本市の魅力を引き出し、シティセールスの効果が期待できるもの
- ウ 明るい将来を展望し、本市の更なる発展が期待できるもの

(2) 連携事業

連携事業は、市民や団体、事業者等が実施する事業に対する冠付けや共催等により連携します。

4-2 市主体事業

(1) 広報・PR事業

市刊行物、郵便物、市民が参加する会議資料等にロゴを積極的に活用し、市制施行50周年をPRします。

① ロゴ

応募作品の中から、市内小学校児童による投票等を経て決定しました。

② 周知

様々な手法を用いて、市制施行50周年を周知します。

- ・ 市公共施設や民間協力施設に懸垂幕、横断幕の設置やポスターの掲示を行い、市制施行50周年をPRします。
- ・ 市ホームページに50周年記念事業特設ページを開設します。
- ・ 広報ざまに50周年記念特集記事を掲載します。

(2) 記念式典事業

市制施行以来、先人たちが本市の発展に尽力してきた取組を振り返り、その功績を称えるとともに、本市の明るい未来に向けて記念式典を実施します。

(3) 冠事業

市が実施する事業に「市制施行50周年記念」の冠を付けて実施します。

主な事業は本市を代表する次のイベントですが、他にも多くの事業を冠事業として実施する予定です。

事業名	担当課
緑化まつり	公園緑政課
大凧まつり	商工観光課
健康サマーフェスタインぞま	健康づくり課
ひまわりまつり	商工観光課
相模川クリーンキャンペーン	資源対策課
福祉大会	福祉長寿課
市民ふるさとまつり	市民協働課
健康まつり	健康づくり課
市民芸術祭	生涯学習課
消防出初式	消防総務課
シェイクアウト	危機管理課

5 今後の記念事業の検討

基本方針等に基づき、記念事業の趣旨に合致する新たな記念事業及び追加で実施すべき記念事業は、継続的に情報収集を行いながら検討します。

また、市民等主体事業は、必要に応じて事業実施に向けた協議や調整を行います。

なお、記念事業の実施にあたっては、費用対効果を検証し、必要に応じて事業の見直しを行います。

6 記念事業の実施・進行管理

(1) 記念事業の実施

実施計画に掲げた記念事業は、事業担当課及び実施主体が中心となって、関係各課や団体等と連携しながら実施します。

(2) 進行管理等

実施計画の実行性を確保するために、事務局が中心となって記念事業の進捗状況等を確認します。また、記念事業終了後に記念事業実施報告書を作成します。